

米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産品の市外及び県外への販路拡大を図り、もって地域の活性化及び地場産業の振興に資することを目的として、地域産品を新たに開発し、又は改良すること等により競争力強化の取組を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において米子市地産外商地域産品開発等事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産品 本市の地域資源及び地域特性を活用して製造された農林水産加工品、工芸品及び地場産品等であつて、本市の魅力の発信につながると市長が認めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）第2条第3号に規定する中小企業者等をいう。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、本補助金の交付を受けて実施しようとする事業について、国、県、市等の助成金その他の本補助金以外の金銭の交付を受けている場合には、当該事業は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 地域産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の地域産品を改良する事業
- (3) 地域産品のパッケージ等のデザインを開発する事業
- (4) 地域産品に係る商標、意匠等を登録する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）の滞納がないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 当該中小企業者等が法人その他の団体である場合は、その役員のうち前号に該当する者があるものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事

業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地域産品の開発又は改良に必要な機械、器具、材料等の購入に要する経費
- (2) 地域産品の写真及び動画の撮影、地域産品の栄養成分、消費期限等に係る分析並びに地域産品のパッケージデザイン等を他者に委託し、又は請け負わせる場合における当該委託又は請負に要する経費
- (3) 地域産品に係る商標、意匠等の登録に要する経費
(補助金の額等)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、30万円を限度とする。

2 一の中小企業者等が本補助金の交付を受けることができる回数は、一の年度につき、1回とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税等納付確認同意書（別記様式第4号）
- (4) 役員等調書兼照会承諾書（別記様式第5号）
- (5) 補助対象経費の内容を明らかにする見積書等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書（同条の規定により添付された書類を含む。）の提出があったときは、これらを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、本補助金を交付することが適当であると認めるときは、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、本補助金を交付することが不相当であると認めるときは、当該申請書を提出した者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(変更交付申請等)

第9条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容若しくは補助対象経費の配分の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、米子市地産外商地域産品開発等

事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものである場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請のあった事項を承認したときは、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第8号）により、当該申請を行った補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは同条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第3号）
- (3) 完成写真
- (4) 領収書その他の補助事業に要した経費が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該補助事業者に係る本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他米子市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業に関して、不正若しくは不適切な行為又は法令若しくは条例に違反する行為をしたとき。

（本補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に本補助金が支払われているときは、当該本補助金の交付の決定を取り消された補助事業者に対し、当該取消しに係る額の本補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（関係書類の保管等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項に定める期間内において、必要があると認めるときは、補助事業者に

対し、関係書類の提出を求めることができる。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱第5条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市地産外商地域産品開発等事業補助金（同要綱第1条に規定する米子市地産外商地域産品開発等事業補助金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市地産外商地域産品開発等事業補助金については、なお従前の例による。